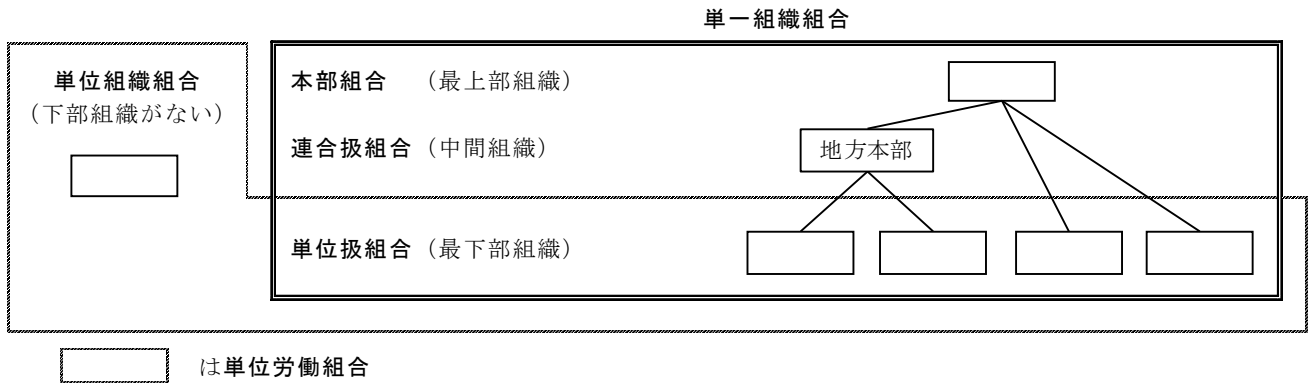


## 主な用語の定義



### 「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

### 「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

### 「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

### 「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

### 「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

### 「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

### 「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

### 「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

### 「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年などの期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、出向社員及び嘱託労働者を除く。

### 「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

### 「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

### 「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

### 「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めを書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

### 「労働争議」

労働組合と使用者側との間で労働関係に関する主張が一致しないで、争議行為が発生若しくは第三者機関が関与したもの(労働委員会によるあっせん、調停、仲裁や都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員による助言等)をいう。

### 「争議行為」

同盟罷業(ストライキ)、怠業(サボタージュ)、作業所閉鎖(ロックアウト)、その他労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。なお、いわゆる政治スト、支援スト等は含まない。

### 「変形労働時間制」

原則的な労働時間制の一定の期間内での時間配分の例外を認める制度をいい、「1か月単位の変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「1年単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の4制度を含む。

### 「みなし労働時間制」

「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」及び「企画業務型裁量労働制」のことであり、業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

### 「業務上災害の法定外補償」

労働者の業務上災害に対する法定の額又は適用の範囲を上回る補償に関することをいう。

### 「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合弁、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

### 「労働協約の規範的部分」

労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

### 「労働協約の債務的部分」

労働協約のうち、上記の規範的部分以外の部分をいう。例えば、非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等労働組合組織に関する事項や、就業時間中の組合活動、労働組合の企業施設利用等労働組合活動に関する事項、団体交渉や労働争議に関する事項等をいう。